

県民向け宿泊プラン造成支援事業補助金交付要綱

公益財団法人宮崎県観光協会

(趣旨)

第1条 公益財団法人宮崎県観光協会（以下「協会」という。）は、新型コロナウイルス拡大の影響を受けた宮崎県内の宿泊施設に対し、予算の範囲内において、県民向け宿泊プラン支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「宿泊事業者」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業を営む事業者をいう。ただし、同項に規定する下宿営業及び風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む事業者を除く。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 宮崎県内に所在する宿泊施設を営む宿泊事業者又はその者から委任を受けた者（以下「宿泊事業者等」という。）であること。
- (2) 県税に未納がないこと。
- (3) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (4) 宿泊事業者等の構成員等が、暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (5) その他補助が適当でないと協会会長（以下「会長」という。）が認める者ではないこと。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、宿泊事業者等が「ジモ・ミヤ・ラブ宿泊クーポン（以下「宿泊クーポン」という。）を利用して「県民向け」宿泊プランを販売する場合、その利用する宿泊クーポン額面の割引分とする。

2 宿泊クーポンの割引率は額面の半額とし、その全額を補助する。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 交付申請書 (別記様式第1号)
- (2) 誓約書 (別記様式第2号)
- (3) 第3条第1号に係る宮崎県内に所在する宿泊施設を営む宿泊事業者から委任を受けた者である場合は、委任を受けた事の証明書 (指定管理に係る協定書の写しや委任状など)
- (4) 第3条第2号に係る納税証明書 (県税に未納がないことの証明) (原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。)
- (5) 第3条第3号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書 (別記様式第3号)

(補助金の交付の決定及び通知)

第6条 前条の申請の審査の結果、補助金を交付することが適当と認められるときは、会長は、交付額を決定し、補助金交付決定通知書 (別記様式第4号) により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げのできる期限)

第7条 申請の取下げのできる期限は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(補助金の変更申請)

第8条 補助事業者は、交付の決定を受けた後において、内容の変更等により申請額に変更が生じた場合は、変更交付申請書 (別記様式第5号) を速やかに会長に提出しなければならない。

(補助金の変更交付の決定及び通知)

第9条 前条の申請の審査の結果、補助金を変更交付することが適当と認められるときは、会長は、変更交付額を決定し、補助金変更交付決定通知書 (別記様式第6号) により申請者に通知するものとする。

(中止又は廃止の届出)

第10条 事業の中止又は廃止をする時は、速やかに中止・廃止届出書 (別記様式第7号) を会長に提出しなければならない。

(補助金の交付方法)

第11条 この補助金は、別表のとおり2回に分けて概算により支払う。ただし、事業の進捗状況によっては、2回目の支払いを行わない場合がある。

2 補助事業者は、この補助金を請求しようとするときは、概算払請求書 (別記様式第8号)

を会長に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、事業の完了の日（宿泊クーポン販売開始から3か月を経過した日又は販売を完了した日のいずれか早い日）から20日以内に、次に掲げる書類を協会に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（別記様式第9号）
- (2) その他必要と認められる書類

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第13条 補助金の交付決定を受けた補助事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、会長は、既に交付した補助金の一部もしくは全部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金を対象経費以外に利用したとき。
- (2) 対象事業を実施しなかったとき。
- (3) 虚偽又は不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) その他補助金の交付目的を達することができないと認められる事由が生じたとき。

(補助金の額の確定)

第14条 第12条の規定による実績報告を受けたときは、会長は、その内容を審査し、補助金の額を確定し、補助事業者に対し確定通知書（別記様式10号）により通知するものとする。

(補助金の経理)

第15条 補助事業者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、補助対象事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(状況報告及び調査等)

第16条 協会は、必要に応じて補助事業者から対象事業について報告を求め、又は調査することができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は令和2年5月29日から施行し、令和2年度の予算に係る宿泊料金等割引支援事業補助金から適用する。

別表（第 11 条関係）

	交付時期	支払限度額
1 回目	交付決定時	交付決定額の 2 分の 1
2 回目	事業の進捗状況により協会が事業者に対して指示する時期	交付決定額から 1 回目の支払額を除いた額